

社会福祉法人明日萌 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日萌（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対しては報酬を支給しない。ただし、役員等が職員である場合は、職員の身分に対して別に定められた給与規程に基づき支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費支給規程に準じた額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 半日につき 7,000 円 1日につき 10,000 円

宿泊料 別途旅費支給規程に基づき支給する。

(支給日)

第4条 費用弁償額は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うものとする。

(支給基準の備え置き)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第45条の34に定める報酬等の支給の基準を記載した書類とし、5年間法人事務所に備え置くものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。